

○三条市木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱

平成23年3月31日

告示第81号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震に対して倒壊等の危険性の高い木造住宅の耐震性の向上を図り、地震に強いまちづくりを推進するため、木造住宅の耐震改修又は耐震シェルター等設置工事（以下「補助対象工事」という。）を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関して三条市補助金等交付規則（平成17年三条市規則第41号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添第1 建築物の耐震診断の指針に基づき同指針の一部と同等以上の効力を有する方法として国土交通大臣が認めた一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法又は精密診断法による診断をいう。
- (2) 簡易耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会の誰でもできるわが家の耐震診断の耐震診断問診票（以下「耐震診断問診票」という。）又は住宅・建築物耐震改修事業を活用した旧耐震基準の木造住宅の除却における耐震診断について（技術的助言）（令和6年1月30日国住市第40号国土交通省住宅局市街地建築課長通知）別添の旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票（以下「耐震診断調査票」という。）による診断をいう。
- (3) 耐震改修 地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事を含む改修工事で、耐震診断の結果、1.0未満と診断された木造住宅の上部構造評点を1.0以上にする工事をいう。
- (4) 耐震シェルター等設置工事 次のいずれかに該当する木造住宅の1階部分の部屋に、耐震シェルター等（住宅が倒壊した場合に居住者の生命を守る強度及び機能を有する箱形の構造物等であって、市長が適当と認めるものをいう。以下同じ。）を設置する工事をいう。

ア 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断されたもの

- イ 簡易耐震診断の結果、耐震診断問診票の評点の合計が7以下と診断されたもの
- ウ 簡易耐震診断の結果、耐震診断調査票において倒壊の危険性があると診断されたもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所を有し、次の各号のいずれにも該当する住宅を自ら所有し、かつ、居住している者とする。

- (1) 市内に所在する住宅であること。
- (2) 昭和56年5月31日以前に建築され、又は工事に着手した木造住宅であること。
- (3) 一戸建て住宅（店舗、事務所等の住宅以外の用途を兼ねる住宅にあつては、延べ面積の2分の1以上が住宅の用に供されているものに限る。）であること。
- (4) 地上3階建て以下の住宅であること。
- (5) 国等の特別な認定を得た工法以外で建築された住宅であること。

2 前項の規定にかかわらず、過去にこの要綱その他の市の制度又は国、県その他の機関の制度により補助金の交付を受けて補助対象工事を行った住宅（耐震シェルター等設置工事に係る補助金の交付を受けた後、耐震改修を行う住宅を除く。）は、補助金の交付の対象としないものとする。

(耐震改修に係る設計者及び工事監理者の資格)

第4条 補助対象者が当該居住する住宅の耐震改修を行う場合において、その設計者及び工事監理者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 新潟県、新潟県耐震改修促進協議会、一般社団法人新潟県建築士事務所協会、一般財団法人日本建築防災協会若しくは公益社団法人新潟県建築士会による木造住宅の耐震診断と補強方法に係る講習会を受講し、その修了証の交付を受けた者又はそれに準ずる資格等を有する者
- (2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士

(耐震改修に係る工事施工者の資格)

第5条 耐震改修を施工する者は、市内に本社又は本店を有する法人又は個人事業者とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象工事に要する経費の2分の1に相当する額とし、耐震改修にあつては140万円、耐震シェルター等設置工事にあつては30万円を上限とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、耐震シェルター等設置工事に係る補助金の交付を受けた後、耐震改修を行う場合の補助金の額は、140万円から既に交付を受けた耐震シェルター等設置工事に係る補助金の額を控除した額を上限とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象工事に着手する前に、三条市木造住宅耐震改修費等補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 住宅の所有者及び建築年が確認できる書類で、次のいずれかの写し

ア 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証

イ 住宅の登記簿謄本

ウ 住宅の固定資産税の課税証明書

エ アからウまでに掲げるもののほか、住宅の所有者及び建築年を証明する書類

(2) 耐震性能が確認できる書類で、次のいずれかの写し

ア 上部構造評点が1.0未満の耐震診断書

イ 評点の合計が7以下の耐震診断問診票(耐震シェルター等設置工事の場合に限る。)

ウ 倒壊の危険性があると診断された耐震診断調査票(耐震シェルター等設置工事の場合に限る。)

(3) 耐震改修又は耐震シェルター等設置工事に係る図書

ア 付近見取図

イ 工事計画図(平面図等耐震改修部分又は耐震シェルター等設置工事部分を確認できるもの)

ウ 補強設計耐震診断書(補強計算による上部構造評点が1.0以上)の写し(耐震改修の場合に限る。)

(4) 補助対象工事の見積書の写し

(5) 身体障害者手帳(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に規定する身体障害者手帳をいう。以下同じ。)の写し(耐震シェルター等設置工事の場合であって、補助対象者の属する世帯に身体障害者手帳の交付を受けている者を含む場合に限る。)

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは三条市木造住宅耐震改修費等補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付を不適当と認めたときは三条市木造住宅耐震改修費等補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（補助対象工事の変更）

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象工事の内容を変更しようとするときは、三条市木造住宅耐震改修費等補助金補助対象工事変更申請書（様式第4号）に、次に定める書類を添えて、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象工事の変更に関する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、三条市木造住宅耐震改修費等補助金交付決定変更通知書（様式第5号）により、当該申請をした交付決定者に通知するものとする。

（補助対象工事の中止）

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、補助金の交付決定後に補助対象工事を中止するときは、三条市木造住宅耐震改修費等補助金補助対象工事中止届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告等）

第11条 補助金の交付決定を受けた者は、補助対象工事が完了したときは、三条市木造住宅耐震改修費等補助金実績報告書（様式第7号）に次に定める書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事の箇所別の工事前、工事中及び工事後の写真
- (2) 工事監理者が補助対象工事中の内容を確認した監理状況報告書（耐震改修の場合に限る。）
- (3) 補助対象工事に係る工事代金領収書の写し
- (4) 工事請負契約書の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（確定通知）

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、三条市木造住宅耐震改修費等補助金確定通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

（代理受領）

第13条 補助事業者は、補助対象工事を施工した者（以下「工事事業者」という。）に、補助金の請求及び受領を委任することができる。

2 前項の規定により工事事業者に補助金の請求及び受領を委任しようとする補助事業者は、第11条の規定による実績報告までに、三条市木造住宅耐震改修費等補助金代理受領届出書（様式第9号）により、市長に届け出なければならない。

3 第1項の規定による委任を受けた工事事業者（以下「代理受領者」という。）は、補助事業者に対し補助対象経費に係る請求をするときは、当該委任を受けた補助金の額を差し引いて請求しなければならない。

4 代理受領者は、市長の定める日までに三条市木造住宅耐震改修費等補助金代理受領請求書（様式第10号）を市長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。